

平成23年度

芳養センター、デイ・サービス事業、
芳養児童センター運営協力委員会

(資 料)

日時 平成23年7月1日(金)
午後7時～
場所 芳養児童センター会議室

田辺市立芳養児童センター

〒646-0056 田辺市芳養町1725-28
電話24-5485 FAX24-5487

平成23年度芳養センター、デイ・サービス事業、芳養児童センター 運営協力委員会次第

開 会

- ・委員、職員の紹介（自己紹介）

- ・役員の選出

- ・委員長挨拶

議 事

- 1．平成22年度事業実績報告

- 2．平成23年度事業計画（案）について

- 3．その他

閉 会

芳養児童センターの概要



名 称	田辺市立芳養児童センター
所 在 地	田辺市芳養町1725-28
設置年月日	昭和50年9月1日
敷地面積	955.84平方メートル
建築構造	鉄筋コンクリート二階建
建物面積	526.5平方メートル
総事業費	95,265千円

- 1階 事務室、大教室、応接室、調理室、和室
 2階 小教室、図書室、パソコン室

デイ・サービスセンターの概要



名 称	田辺市立芳養デイ・サービスセンター
所 在 地	田辺市芳養町1725-28
設置年月日	平成4年3月31日
建築構造	鉄筋コンクリート平屋建
建築面積	142.70平方メートル
総事業費	31,000千円

備品一覧

品 名	規 格 等	数 量
電位治療器	ヘルストロンHEF-9000	6
電子非観式血圧計	(株)ウエダ製作所UDEX-	1
健康ぶら下がり器	TOEIライトH-508	1
マッサージチェア		2
全身指圧マッサージ機	インフラツボヘルサー	1
全身マッサージ機	大和製作所	2
自転車こぎ	キャットアイ	2
ウォーキング		1

芳養センター、デイサービスセンター、芳養児童センター運営協力委員構成

田辺市隣保館条例施行規則第7条及び田辺市隣保館デイ・サービス事業実施要綱第2条から第4条の規定に基づき、市長が委嘱する30名以内の委員をもって組織。

田辺市児童館条例施行規則第7条の規定に基づき、教育委員会が委嘱する30名以内の委員をもって組織。

委員選出の関係団体・機関等	選出人数
崖町内会	5名
崖子ども会	1名
芋町内会	1名
境町内会	1名
田中町内会	1名
井原町内会	2名
主任児童委員	1名
芳養公民館	1名
芳養小学校	1名
明洋中学校	1名
はやざと保育所	1名
合 計	16名

田辺市隣保館運営協力委員会設置要綱（内規）

（設置）

第1条 田辺市隣保館条例施行規則（平成17年規則第80号）第9条の規定に基づき、田辺市隣保館運営協力委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 委員会は、各隣保館ごとに市長が委嘱する委員30人以内で組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（委員長及び副委員長）

第3条 委員会に、委員長及び副委員長2人以内を置き、委員の互選により、これを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところとする。

（庶務）

第5条 委員会の庶務は、各隣保館において処理する。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

田辺市児童館及び田辺市教育集会所運営協力委員会設置要綱（内規）

（設置）

第1条 田辺市児童館条例施行規則（平成17年田辺市教育委員会規則第28号）第7条第3項及び田辺市教育集会所管理運営規則（平成17年田辺市教育委員会規則第20号）第7条第2項の規定に基づき、田辺市児童館及び田辺市教育集会所運営協力委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 委員会は、各児童館ごとに教育委員会が委嘱する委員30人以内で組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（委員長及び副委員長）

第3条 委員会に、委員長及び副委員長2人以内を置き、委員の互選により、これを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところとする。

（庶務）

第5条 委員会の庶務は、各児童館において処理する。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

芳養児童センター事業の概要

芳養児童センターでは、地域福祉の向上及び人権啓発を図るための住民交流を広く推進するとともに、人権・同和問題のすみやかな解決を目指し、次のような事業を行っています。

《 隣保館事業 》

1. 社会調査及び研究事業

地域住民の生活の実態を調査し、その生活の改善向上を図るために必要な事業を研究する事業

2. 相談事業

地域住民に対し、生活上の相談、人権に関わる相談に応じ、適切な助言・指導を行う事業(センター職員による対応、県の就職促進相談員による職業相談)

3. 福祉事業

地域の実情に応じて実施する社会福祉等の事業

4. 啓発及び広報活動事業

地域住民に対し広く人権に関する理解を深めるため、日常生活に根ざした啓発・広報活動を行う事業(「芳養児童センターだより」の発行、求人情報の提供、広報物等の掲示、配布)

5. 交流事業

地域住民を対象とした各種クラブ活動、レクリエーション、教養・文化活動等地域住民の交流を図る事業(各種教室の開講)

《 デイ・サービス事業 》

障害者及び高齢者等が隣保館を利用して、創作・軽作業、日常生活訓練等を行うことにより、その自立を助長し生きがいを高める事業

日常生活訓練・・・健康機器による機能回復訓練、歩行訓練

更生相談・・・保健師や看護師による健康相談

《 児童館事業 》

児童館は、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進するとともに、情操を豊かにし、もって児童の健全な育成を図るため、次の事業を行っています。(田辺市児童館条例第3条)

健全な遊びを通して子どもの集団的及び個別的指導を行うこと。

子育て家庭を支援する活動に関すること。

地域活動の推進に関すること。

子ども会等児童の健全育成を目的とする団体の活動を推進すること。

フリースペースちびっこ(就学前の乳幼児と保護者の集いの場として児童館を開放)

前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事業。

平成22年度 事業実績報告

1.隣保館事業

(1)事業

種 別	事 業 名	回数(回)	参加者数(人)
相 談 事 業	生活・就職・融資関係	23	17
生活環境に関する事業	古紙回収ステーション	24	108
	町内一斉小溝清掃及び町内清掃	2	
各種調査及び研究事業	芳養児童センター、デイ・サービス事業 運営協力委員会	1	18
地域福祉事業	介護予防教室		
啓発・広報活動	館だより、ホームページ、チラシ等の発行	12	
各種団体との関連事業	崖町内会関係(総会、役員会)	9	114
	崖自主防災会(学習会、避難訓練等)	3	119
	崖町内会防犯パトロール	11	91

(2)各種教室

教 室	講 師	開 講 日	参加者数(人)
健 康 体 操	出口 明子	毎週 水曜日	671
生 花 教 室	中 橋 まさみ	第1・3火曜日	181
着 付 教 室	藍 畑 弥 生	第2・4火曜日	100
合 計(3教室)			952

2.デイ・サービス事業

(1)事業

事業区分	内 容	回数(回)	参加者数(人)
日常生活訓練	健康機器による機能回復訓練 (芳養デイ・サービスセンター利用者)	243	6,169
	歩 行 訓 練	1	43
更生相談	健 康 相 談	12	84
合 計			6,296

(2)利用状況

月	開所日数	利用者数	月	開所日数	利用者数	月	開所日数	利用者数
4月	21日	583人	5月	18日	489人	6月	22日	498人
7月	21日	542人	8月	22日	637人	9月	20日	582人
10月	20日	490人	11月	20日	471人	12月	19日	443人
1月	19日	424人	2月	19日	455人	3月	22日	555人
合計	243日	年間利用者数	6,169人		一日当りの利用者数	25人		

3. 児童館事業

(1) 事業

事業名	回数(回)	参加者数(人)
チャレンジ教室	12	430
ちびっ子角力大会	1	300
クリスマス会	1	35
合計		765

(2) 各種教室

教室	講師	開講日	参加者数(人)
おり紙教室	谷口光子	土曜日(第1週)	134
本の読み聞かせ	田辺おはなしの会	土曜日(第4週)	172
子ども茶道教室	岡本征子	土曜日(第1・3週)	309
手話教室	藤山雅子	水曜日(第1・3週)	85
健康作りと護身教室	葺石泰士	毎週 水曜日	663
英語教室	ウイッシュ・ポーン 英語教室	水曜日(第2・4週)	304
合計(6教室)			1,667

(3) 利用状況 児童生徒利用者数(事業及び教室参加者を除く)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
人数	238	205	291	250	303	177	165
月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
人数	197	132	136	164	257	2,515	

平成 2 2 年度の活動総括

芳養児童センターは、隣保館と児童館の併設館として、地域のみならず周辺地域を含めた住民が利用するコミュニティセンターとしての役割を果たし、地域福祉及び教育、人権啓発の拠点としての活動に取り組みました。

また、全ての世代が安心して利用、交流できる場として、自動体外式除細動器（A E D）を設置するとともに救命講習会を実施し、施設改修に併せて玄関の段差解消及び和式トイレ1箇所を洋式トイレに改修しました。

1．隣保館事業

- ・ 隣保館の基本事業である相談事業は、地域住民のあらゆる生活課題を「相談」を通じて把握し、各種の制度や行政施策を反映させ、その解決を図る重要な事業となっており、住民の身近な相談施設として、県の就職促進相談員による巡回職業相談や大型共同作業所への就職斡旋・福祉・年金・医療等の相談において、関係する諸機関との連携や協議を図りながら、行政の地域に密着した窓口として取り組みを進めてきました。
- ・生涯学習と地域交流の取り組みとして、健康体操教室及び生花教室、着付教室を実施しました。

2．デイ・サービス事業（地域福祉事業）

この事業は隣保館の充実強化事業として、地域住民の健康維持と交流を目的に平成3年度より実施しており、デイ・サービスセンターの健康器具を利用した機能回復訓練には芳養町住民だけでなく、広く他地域からも多くの方が利用されています。

- ・市の保健師、看護師による「健康相談」を毎月1回実施し、利用者の健康維持に努めました。
- ・利用者の交流及び心身の健康増進を目的に、歩行訓練(奈良県平城遷都1300年祭他)を実施しました。

3．児童館事業

児童館は、「児童・生徒の館」、「居場所づくり」として芳養小学校及び大坊小学校、明洋中学校、芳養公民館をはじめ地域の各種団体等の協力のもと地域の教育力の向上、子どもの健全育成を目的に活動に取り組んできました。

- ・放課後の子供たちの居場所づくりの充実と児童の心身のバランスの取れた人間形成への助力、児童の健全育成を目的に、小学校の授業時間の短い水曜日に手話教室及び英語教室、健康づくりと護身教室を、土曜日には定例教室として茶道教室とおりがみ教室を、チャレンジ教室(夏休み等の長期休暇を含む。)として、工作、料理、科学実験等の教室を開講しました。
- ・芳養町の夏の伝統行事として取り組んでいる「納涼ちびっ子角力大会」では、地域での子どもの健全育成を目的に芳養校区の子どもクラブ、小中学校、保育所及び町内会等の地域の各種団体との連携により実施し、地域ぐるみの取り組みになっています。

平成23年度 活動方針(案)

「21世紀は人権の世紀」といわれ、人権尊重が国際的な潮流になる中であって、日本国憲法に基づいて、人権に関する諸制度の整備や各種施策が実施されてきましたが、現在において、女性に対する暴力や子ども等への虐待をはじめ、同和問題、高齢者、障害者の人権問題が存在し、近年の社会情勢の変化に伴う新たな人権問題も生じ、人権問題は多様化・複雑化してきています。

また、日本社会が急速な少子高齢化を迎えるとともに、田辺市においても都市化や核家族化が進み、地域社会や世代間での交流が少なくなり、人と人とのつながりの希薄化や家庭や地域における教育力の低下などが大きな課題になっています。

こうした状況を踏まえ、当センターとして、今日まで積み上げてきた活動の成果の上に立ち、一人ひとりの人権が尊重されるよう、より一層の人権啓発と地域に密着した行政機関として、身近で気軽に相談できる場として地域の課題に取り組むとともに、地域のみならず周辺地域を含めた住民が利用するコミュニティセンターとしての役割を果たし、地域社会ですべての人が安心して生活できる地域づくりを目指し、地域福祉及び教育、人権啓発の拠点としての活動を推進します。

また、児童館活動として、周辺地域を含めた子どもの居場所として、また、子育て家庭への支援など児童館の果たす役割は、益々重要となっており、地域の教育の拠点として学校・家庭・地域社会との連携を図り、子どもの安全確保と健全育成のための活動、地域の教育力の向上に取り組みます。

重点目標

1. 人権意識の普及高揚啓発に努める。(センターだより及びホームページによる情報発信)
2. 地域住民の日常生活の社会的、文化的向上を図るとともに自立意識の高揚に努める。(地域活動の支援)
3. 共に生きる地域社会の実現をめざし、芳養地域全般にわたる交流活動の推進に努め、「開かれたコミュニティセンター」としての運営を図る。(住民のニーズに沿った広域的な教室等の開催・児童センターまつりの開催)
4. 高齢社会の進行を踏まえ、高齢者及び障害者等を中心とした福祉活動及びデイ・サービスセンターの充実を図り、地域福祉の向上に努め、すべての住民が生涯を通じて安心して暮らせる福祉のまちづくりの構築を進める。
5. 町内会及び地域自主防災組織と連携し、防災訓練、防災学習会等を実施し、地域住民の防災意識の向上に努める。
6. 児童の健全育成と子どもの安全確保のため、周辺地域、校区全体に事業の展開を進め、「児童・生徒の館」として幅広い活動に取り組み、子どもの「居場所づくり」の充実に努めるとともに、関係機関団体との連携を密にし、地域と一体となった活動に取り組み、地域の教育力の向上をはかる。
(イ) 子どもを育成する活動・・・放課後や休日に定例の教室、事業(チャレンジ教室等)の実施と広報活動
(ロ) 子育て家庭を支援する活動・・・小中学校、高等学校との連携・保護者の交流の場の提供
(ハ) 地域活動を推進する活動・・・学校、地域、公民館等の各種団体との連携

平成23年度 事業計画(案)

	隣保館事業	デイ・サービス事業	児童館事業
毎月の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・職業巡回相談(月1回) ・生花教室(第1・3火曜日) ・着付教室(第2・4火曜日) ・資源回収(第1・3水曜日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・機能回復訓練(月～金曜日) ・健康相談(月1回:市健康増進課から) ・健康体操教室(毎週水曜日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康作りと護身教室(毎週水曜日) ・手話教室(第1・3水曜日) ・英語教室(第2・4水曜) ・おり紙教室(第1土曜日) ・お話を聞きますか(本の読み聞かせ)(第1木曜日) ・子ども茶道教室(第2・4土曜日) ・チャレンジ教室(第3土曜日)

	隣保館事業	デイ・サービス事業	児童館事業
4月			
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅貸付金償還指導 ・町内、河川清掃、草刈り 	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行訓練 	
6月			
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・運営協力委員会 ・住宅貸付金償還指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・運営協力委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・運営協力委員会 ・七夕かざり
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練 		<ul style="list-style-type: none"> ・ちびっ子角力大会 ・夏休みチャレンジ教室
9月			
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・児童センターまつり 		<ul style="list-style-type: none"> ・児童センターまつり
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・町内、河川清掃、草刈り 		
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅貸付金償還指導 ・センター大掃除 	<ul style="list-style-type: none"> ・デイ・サービスセンター大掃除 	<ul style="list-style-type: none"> ・クリスマス会
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・防災学習会 		
2月			
3月			